

桜井市地域公共交通実態調査等検討業務委託仕様書

本仕様書は、桜井市内全域における公共交通実態調査等検討業務委託の業務内容について、必要な事項を定めるものである。

1. 業務委託名

桜井市地域公共交通実態調査等検討業務

2. 業務の目的

本業務は、持続可能な公共交通網の維持・確保に向け、「地域公共交通計画」の改定に資する実態調査を実施し、本市が目指すべき公共交通のあり方を検討することを目的とする。

現在の利用実態や移動ニーズを多角的に把握・分析することで、地域交通が抱える課題を整理するとともに、将来にわたって持続可能なネットワーク構築に向けた施策の方向性を提示するものである。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4. 対象区域

桜井市内全域（ただし、市内を超えて運行する路線バスも含む）

5. 業務内容

次期地域公共交通計画の策定に向け、市内公共交通の利用実態及び利用者ニーズを把握するとともに、生活交通としての機能確保及び観光交通としての利便性向上を基本的な視点として、現行計画の評価・課題整理、調査・分析、将来の公共交通網のあり方の検討を行うものとする。

なお、調査項目・手法、分析手法等の詳細については、受託者からの提案を踏まえ、発注者と協議の上、決定するものとする。

（1）基礎情報の整理及び分析と課題の抽出

- ① 人口推計、将来推計、流動データ等の基礎情報の整理
- ② 現行計画（令和5～9年度）の進捗状況及び目標達成度の評価・検証
- ③ 公共交通を取り巻く現状と課題の整理・分析

（2）上位関連計画の整理

第6次桜井市総合計画、桜井市都市計画マスタープラン、桜井市立地適正化計画等の上位・関連計画を整理し、公共交通に係る施策・事業との整合及び連携方針を整理する。

（3）アンケート調査等の企画・実施

市内公共交通の利用実態及びニーズを把握するため、以下の調査を企画・実施する。実施にあたっては、回答しやすい調査手法（WEB 回答の併用等）や周知方法を工夫し、回収率向上に資する提案を行うこと。

- ① こどもを含む住民アンケート（市内居住者から無作為抽出）
- ② 公共交通利用者アンケート（鉄道（JR・近鉄）、路線バス、コミュニティバス、デマンド型乗合タクシー等の利用者）
- ③ その他、交通事業者その他関係者に対するヒアリング調査又はアンケート調査等、課題に応じて必要な調査

（４） 調査結果の集計・分析

- ① 単純集計、クロス集計、自由意見の整理・分類
- ② 属性別、地域別、利用目的別の利用実態及びニーズ分析
- ③ 生活交通及び観光交通の観点を踏まえた分析
- ④ 調査結果を踏まえた中間報告の実施

（５） 将来の公共交通網のあり方（再編案）の検討

調査結果及び現行路線の課題を踏まえ、効率的かつ持続可能な公共交通ネットワーク案を検討・提示すること。

検討にあたっては、従来の交通モードの維持・改善に留まらず、地域の特性や実情に応じて、導入の可能性が考えられる新たな交通モードがある場合は、それらを組み込んだネットワーク案についても、選択肢の一つとして提案すること。

（６） 次期計画策定に向けた提言

上記（１）～（５）までの結果を総合し、次期地域公共交通計画に向けた基本的な考え方、主要課題及び検討の方向性を整理すること。

【参考】以下に現行地域公共交通計画策定に係る公共交通利用実態調査の実績（令和３年度）を付す。

調査名	調査方法	期間	回収結果
住民アンケート 15 歳以上の住民（中学生を除く）	郵送配布・郵送回収、無記名方式	令和３年 1 月 1 日（金）～ 1 月 6 日（月）	配布件数 3 0 0 0 件 回収数 1 2 8 8 件 回収率 4 2.9 %
デマンド型乗合タクシー登録者			配布件数 8 6 1 件 回収数 3 0 5 件 回収率 3 6.3 %
路線バス利用者	手渡し配布・郵送回収、無記名方式	平日：令和３年 1 月 1 5 日（月） 休日：令和３年 1 月 1 3 日（土）	配布件数 3 6 0 件 回収数 1 3 3 件 回収率 3 9.9 %
コミュニティバス利用者			配布件数 5 3 7 件 回収数 1 5 1 件 回収率 2 8.1 %

6. 業務の進捗管理、連絡体制および調査等

- (1) 受託者は、本業務の着手後、速やかに「業務実施計画書」を提出し、発注者の承認を得ること。
- (2) 受託者は、必要に応じて打ち合わせを行い、進捗状況を報告すること。また、打ち合わせの内容について議事録を作成し、発注者の確認を受けるものとする。
- (3) 発注者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

7. 成果品

- (1) 実績報告書（調査分析結果報告書）冊子体（原本）：1部
※A4判ファイル綴じとすること。
- (2) 協議会報告用資料：Microsoft Word 形式データ
※報告書本編の内容を簡易的に取りまとめた資料とすること。
- (3) 電子媒体（CD-R）：1部
 - ① 報告書本編・概要版：Microsoft Word 形式 および PDF 形式
 - ② 集計・分析データ：Microsoft Excel 形式
 - ③ 図表・画像データ：JPEG、PNG または PowerPoint 形式※報告書内で使用した地図（GIS 分析結果）、グラフ、現況写真等

8. 納品場所

桜井市地域公共交通活性化再生協議会事務局（桜井市役所3階市長公室行政経営課内）

9. 検査

- (1) 受託者は、業務を完了したときは、速やかに発注者に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、自らの責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他処置を執るものとする。

10. 権利関係

本業務における成果品は全て市に帰属するものであり、市の許可なく複写、複製または第三者に提供してはならない。

11. 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはいけない。業務終了後においても同様とする。

1 2. その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、全て受託者の責任において解決するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び仕様書について疑義が生じた場合は、別途発注者と協議するものとする。
- (3) 受託者が、業務を実施するうえで必要な基礎情報等は、契約後、発注者が必要に応じて随時提供する。なお、提供した情報・資料等の複製・複写の可否、返還等については、発注者の指示に従うものとする。

1 3. 応募・問い合わせ先

〒633-8585 桜井市大字栗殿432-1

桜井市地域公共交通活性化再生協議会事務局(桜井市役所3階市長公室行政経営課内)

電話：0744-42-9111（内線1262）